

令和7年度（2025年度）実施

姫路市社会福祉士
(会計年度任用職員)
採用試験案内



しろまるひめ

- 試験日 令和8年2月18日（水）
- 受付期間 令和8年1月20日（火）から
同年2月12日（木）まで
(土・日・祝日を除く)
- 試験会場 姫路市こどもの未来健康支援センター
- 受験申込先 〒670-0942 姫路市日出町三丁目3番地
姫路市こどもの未来健康支援センター
☎079（263）7863

採用職種・採用予定人数・職務内容など

採用職種	採用予定人数	勤務地	職務内容
社会福祉士	1名	子どもの未来健康支援センター (所在地) 日出町三丁目3番地	子どもの発達支援に関するこ (相談業務及びその事務) 子どもの未来健康支援センター 業務及びその事務

注) 任用後、業務等の都合により、勤務地が変更となる場合があります。

受験資格

採用職種	受験資格
社会福祉士	次のいずれにも該当する人 ■ 社会福祉士の資格を有する人 ■ 普通運転免許を有しパソコンの基本的操作が可能な人

■ 以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事項に該当する場合は、受験できません。

- (1) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験手続

■ 必要書類

受験申込書	本市所定のもの（本人の自筆により記入し、写真を貼ること。）
受験票	本市所定のもの（写真を貼ること。）
受験資格確認書類	資格免許の写しを添付してください。 (普通自動車運転免許証の写しも添付してください。)
受験票返送用封筒	※郵送で受験申込書を提出される方のみ 長3型の封筒に返送先を明記し、110円切手を貼ってください。
試験結果通知書 送付用ラベル	令和8年2月下旬に確実に受験者本人まで届く住所を記入してください。

- 1 受験者本人が自筆で必要書類に記入し、持参または郵送してください。
なお、受験に際しての提出書類は返却いたしません。

- 2 記載事項に虚偽・不正があると、合格しても採用される資格を失います。
- 3 写真（縦 4.5cm×横 3.5cm、上半身無帽、正面、申込前3か月以内に撮影したもの）を受験申込書に貼って提出してください。
- 4 受験申込書を姫路市ホームページからダウンロードした場合は、白色でA4サイズの紙に印刷して使用してください。

■ 受験申込

申込期間	令和8年1月20日（火）から同年2月12日（木）まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く。郵送の場合は申込期間までに必着のこと。
申込時間	午前9時から午後5時まで
申込場所	〒670-0942 姫路市日出町三丁目3番地 姫路市こどもの未来健康支援センター ☎079（263）7863

■ 試験

■ 日時

令和8年2月18日（水） 試験会場に午前9時20分までに集合
注）時間厳守。原則として遅刻は認めません。

■ 試験会場（次頁の地図参照）

姫路市こどもの未来健康支援センター 1階 会議室
(姫路市日出町三丁目3番地 ☎079（263）7863)

注）できるだけ公共交通機関を利用して来場してください。

■ 試験当日持参するもの

- 1 受験票（持参しない人は受験できないことがあります）
- 2 筆記具（HBの鉛筆、消しゴム）

■ 試験内容

- 1 筆記試験（60分）

採用職種	試験内容
社会福祉士	職務に関する小論文他 (課題について800字程度)

- 2 面接（筆記試験終了後、受験番号順に実施します）

■ 試験の結果

試験結果は、令和8年2月下旬に受験者全員に通知します。

■ 勤務条件等

■ 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

■ 任用期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ・採用後1ヶ月間は、条件付採用期間となります。採用後1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は条件付採用期間が延長されます。
- ・業務上の必要があり、能力実証の結果が良好であれば、連続4回まで公募によらず再度任用（1年ごと更新）される可能性があります。

■ 福利厚生

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

■ 勤務時間、報酬、年次有給休暇

採用職種	勤務時間	報酬	年次有給休暇
社会福祉士	1週間当たり30時間勤務	月額基本報酬 185,080円	10日付与

- ・基本報酬の他に、通勤手当に相当する費用と期末・勤勉手当が支給予定です。
- ・年次有給休暇の他に、勤務条件に応じた特別休暇（有給・無給）があります。

※報酬額は、令和7年度実績

試験会場

